



2017年5月12日

各位

会社名 三井化学株式会社
代表者名 代表取締役社長 淡輪 敏
(コード番号: 4183、東証第1部)
問合せ先 コーポレートコミュニケーション部長 小久江 晴子
(TEL 03-6253-2100)

譲渡制限付株式報酬制度の導入及び取締役の報酬額の改定に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、役員報酬制度の見直しの一環として、譲渡制限付株式報酬制度（以下「本制度」といいます。）の導入及び取締役の報酬額の改定を決議し、これらに係る議案（以下「本議案」といいます。）を2017年6月27日開催予定の第20期定時株主総会（以下「本株主総会」といいます。）に付議することといたしましたので、下記のとおり、お知らせいたします。

記

1. 本制度の導入目的

当社の取締役の報酬額については、2005年6月28日開催の第8期定時株主総会において、月額6千万円以内（ただし、使用人兼務取締役の使用人分給与を含みません。）とご承認をいただいております。

今般、当社は、当社の取締役（社外取締役を除く。以下「対象取締役」といいます。）を対象に、当社の企業価値の持続的な向上のためのインセンティブを与えるとともに、株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的として、新たに本制度の導入に係る取締役報酬議案を株主総会に付議することとしました。

なお、本制度は、平成28年度税制改正において、法人の役員等による役務提供の対価として一定期間の譲渡制限その他の条件が付されている株式が交付された場合について、役員等における所得税の課税時期、法人における役員等の役務提供に係る費用の損金算入等に関する税制措置が講じられたことを踏まえたものです。

2. 本制度の概要

対象取締役は、本制度に基づき当社から譲渡制限付株式の付与のために報酬として支給された金銭債権の全部を現物出資財産として払込み、当社の普通株式について発行又は処分を受けることとなります。

本制度に基づき対象取締役に対して支給する金銭報酬債権の総額は、年額1億2千万円以内（ただし、使用人兼務取締役の使用人分給与を含みません。）といたします。各対象取締役への具体的な支給時期及び配分については、社外取締役を構成員として含む役員報酬諮問委員会の審議を経たうえでその意見を尊重して、取締役会において決定いたします。

本制度により、当社が対象取締役に対し新たに発行し又は処分する普通株式の総数は、年60万株（ただし、本議案が承認可決された日以降、当社の普通株式の株式分割（当社の普通株式の無償割当てを含みます。）又は株式併合が行われた場合その他譲渡制限付株式として発行又は処分をされる当社の普通株式の総数の調整が必要な事由が生じた場合には、当該総数を、合理的な範囲で調整します。）以内とし、その1株当たりの払込金額は、各取締役会決議の日の前営業日における東京証券取引所における当社の普通株式の終値（同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値）を基礎として当該普通株式を引き受ける対象取締役に特に有利な金額とならない範囲において取締役会において決定される

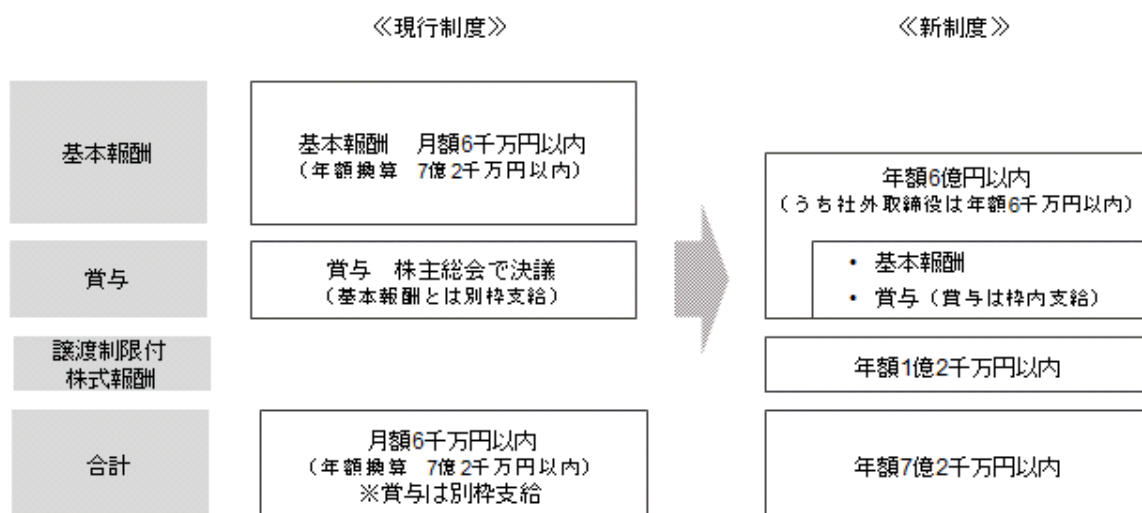
金額とします。

また、本制度による当社の普通株式の発行又は処分にあたっては、当社と対象取締役との間において、概要、①対象取締役は、一定期間、割当てを受けた当社の普通株式について、譲渡、担保権の設定その他の処分をしてはならないこと、②一定の事由が生じた場合には当社が当該普通株式を無償取得することなどをその内容に含む譲渡制限付株式割当契約を締結するものいたします。対象取締役が割当てを受けた当社の普通株式は、譲渡制限期間中の譲渡、担保権の設定その他の処分をすることができないよう、譲渡制限期間中は、対象取締役が野村証券株式会社に開設する専用口座で管理される予定です。

3. 取締役の報酬額の改定

本制度に係る対象取締役の報酬額を上記のとおり年額1億2千万円以内とすることに伴い、現行の取締役の報酬額について、従来、ご承認いただいていた月額6千万円以内（年額に換算すると7億2千万円以内に相当します。）から、年額6億円以内（社外取締役の職責等を勘案して、うち社外取締役6千万円以内）に変更することも本議案の内容といたします。なお、取締役の報酬額には、従前同様、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まないものいたします。

本株主総会において本議案をご承認いただいた場合、譲渡制限付株式の付与のための報酬額と合わせた改定後の取締役の報酬額の合計は、現行の報酬額を年換算した金額である7億2千万円以内と同額となります。なお、取締役の賞与については、従来、取締役の報酬額である月額6千万円以内（年換算7億2千万円以内）とは別枠にて、株主総会にてご承認いただいた上で支給しておりましたが、改定後は上記の年額6億円の範囲内にて支給することといたします。



4. 本制度の執行役員及び常務理事への適用

本制度においては、対象取締役のほか、執行役員及び常務理事に対しても、対象取締役に対するものと同様の譲渡制限付株式を取締役会の決議により付与する予定です。

以上